

## 【平成30年度】埼玉県行政不服審査会の答申の内容について

平成31年3月31日現在

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
1	審査請求	平成29年10月23日	平成30年5月31日	埼玉県療育手帳制度要綱	平成30年5月31日	平成30年6月12日	埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)第4条第2項の規定に基づく療育手帳交付決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
2	審査請求	平成28年12月19日	平成30年6月27日	農地法	平成30年6月27日	平成30年7月5日	農地法(昭和27年法律第229号)第51条第1項の規定に基づく農地の原状回復等の措置命令に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
3	審査請求	平成30年3月5日	平成30年7月10日	生活保護法	平成30年7月10日	平成30年7月20日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
4	審査請求	平成29年7月13日	平成30年8月6日	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	平成30年8月10日	平成30年8月24日	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳更新決定に係る本件審査請求については理由があるため、本件審査請求に係る処分を取り消すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
5	審査請求	平成30年2月7日	平成30年9月5日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	平成30年9月6日	平成30年9月21日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第7条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
6	審査請求	平成29年9月15日	平成30年9月11日	地方税法	平成30年9月11日	平成30年9月21日	地方税法(昭和25年法律第226号)第11条の8の規定に基づく第二次納税義務の納付告知決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
7	審査請求	平成30年2月5日	平成30年8月7日	生活保護法	平成30年8月8日	平成30年9月27日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
8	審査請求	平成29年10月6日	平成30年9月18日	児童手当法	平成30年9月25日	平成30年10月9日	児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第2項の規定に基づく児童手当支給事由消滅決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
9	審査請求	平成30年3月7日	平成30年9月28日	身体障害者福祉法	平成30年9月28日	平成30年10月19日	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳交付決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
10	審査請求	平成29年12月18日	平成30年10月9日	地方税法	平成30年10月9日	平成30年10月19日	地方税法(昭和25年法律第226号)第73条の2第1項及び埼玉県税条例(昭和25年条例第38号)第32条第1項の規定に基づく不動産取得税の賦課決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
11	審査請求	平成29年2月1日	平成30年9月18日	児童手当法	平成30年9月25日	平成30年11月5日	児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第2項の規定に基づく児童手当支給事由消滅決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。なお、児童手当制度は複雑であることから、審査請求人の転出に当たり、処分庁は、必要な手続について、より丁寧に説明をすべきであったと考える。
12	審査請求	平成30年5月18日	平成30年10月9日	生活保護法	平成30年10月10日	平成30年11月13日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
13	審査請求	平成29年2月25日	平成30年10月3日	生活保護法	平成30年10月3日	平成30年12月5日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定に係る本件審査請求については、本件処分に係る理由の提示が不十分であるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。
14	審査請求	平成29年2月24日	平成30年11月27日	生活保護法	平成30年11月27日	平成31年1月15日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第62条第3項の規定に基づく保護廃止決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
15	審査請求	平成30年7月17日	平成30年12月28日	地方税法	平成30年12月28日	平成31年1月15日	地方税法(昭和25年法律第226号)第73条の2第1項及び埼玉県税条例(昭和25年条例第38号)第32条第1項の規定に基づく不動産取得税の賦課決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
16	審査請求	平成30年1月30日	平成30年9月12日	介護保険法	平成30年9月14日	平成31年1月18日	平成29年法律第52号による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第3号、第6号及び第11号の規定に基づく指定取消処分並びに同法第115条の9第1項第2号及び第9号の規定に基づく指定取消処分に係る本件審査請求については、本件各処分に係る理由の提示が不十分であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件各処分は取り消されるべきである。
17	審査請求	平成29年10月21日	平成31年1月4日	生活保護法	平成31年1月7日	平成31年1月25日	生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
18	審査請求	平成29年6月21日	平成31年1月11日	生活保護法	平成31年1月11日	平成31年1月25日	生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
19	審査請求	平成29年6月23日	平成31年1月15日	生活保護法	平成31年1月15日	平成31年1月25日	生活保護法（昭和25年法律第144号）第26条の規定に基づく保護廃止決定及び同法第63条の規定に基づく費用返還決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
20	審査請求	平成29年7月25日	平成31年1月28日	生活保護法	平成31年1月28日	平成31年2月12日	生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
21	審査請求	平成30年4月23日	平成31年1月25日	児童手当法	平成31年1月28日	平成31年2月12日	本件審査請求のうち、①児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第2項の規定に基づく児童手当支給事由消滅決定に係るものについては不適法であるから却下し、②同法第7条第1項の規定に基づく児童手当認定に係るものについては同認定処分について違法又は不当な点は認められないことから、棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
22	審査請求	平成30年9月21日	平成31年1月25日	児童手当法	平成31年1月28日	平成31年2月12日	児童手当法(昭和46年法律第73号)附則第2条第1項の規定に基づく特例給付認定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
23	審査請求	平成29年3月18日	平成31年1月29日	生活保護法	平成31年1月29日	平成31年2月22日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
24	審査請求	平成29年4月20日	平成31年1月29日	生活保護法	平成31年1月29日	平成31年2月22日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第62条第3項の規定に基づく保護廃止決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
25	審査請求	平成29年11月29日	平成31年1月31日	生活保護法	平成31年2月5日	平成31年3月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第26条の規定に基づく保護停止決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
26	審査請求	平成29年12月29日	平成31年2月5日	生活保護法	平成31年2月8日	平成31年3月12日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項の規定により準用する同条第3項の規定に基づく保護変更決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
27	審査請求	平成29年11月6日	平成31年2月12日	生活保護法	平成31年2月12日	平成31年3月22日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項の規定により準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定に係る本件審査請求については理由があるため、本件審査請求に係る処分を取り消すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
28	審査請求	平成29年12月13日	平成31年2月5日	生活保護法	平成31年2月14日	平成31年3月22日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく費用返還決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
29	審査請求	平成29年8月21日	平成31年2月14日	生活保護法	平成31年2月15日	平成31年3月22日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項の規定に基づく保護開始決定及び同法第25条第2項の規定に基づく保護変更決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
30	審査請求	平成30年1月31日	平成31年2月14日	生活保護法	平成31年2月15日	平成31年3月22日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第78条の規定に基づく費用徴収決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
31	審査請求	平成29年5月12日	平成31年1月16日	生活保護法	平成31年1月17日	平成31年3月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項の規定により準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定に係る本件審査請求については理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
32	審査請求	平成30年5月29日	平成31年1月29日	生活保護法	平成31年1月30日	平成31年3月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
33	審査請求	平成30年3月13日	平成31年2月15日	生活保護法	平成31年2月18日	平成31年3月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項の規定により準用する同条第3項の規定に基づく保護変更決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。